

大田区景観まちづくり賞審査方法の検討状況について

- ・部門ごとに審査方法を設定する。
- ・各部門で委員は分けない。景観づくり活動部門の現地調査（ヒアリング）のみ、担当委員を決定する。
- ・委員による選考＋協議形式により、受賞案件を決定する。（採点方式は導入しない）
- ・受賞候補が最終決定しない場合は、景観賞専門部会部会長裁定とする。

○街並み景観部門

1) 事前準備 ～審査に向けた資料作成～ (H27.11 頃)

(1) 審査用資料作成 (H27.11 上旬)

- ・事務局にて、応募資料を確認し、必要に応じ現地・応募者確認を行い、審査用資料を作成する。
- ・審査用資料は、応募資料をA3・1枚でまとめ、必要に応じ補足するとともに、位置図を用意する。また、応募案件については事務局にて分類を行う。

(2) 部会長・事務局による応募内容の確認 (H27.11 中旬)

- ・応募内容を確認し、ネガティブチェック（審査に値しない案件を審査対象から外す）を行う。

(3) 委員への審査用資料事前送付（(2)が終了次第） (H27.11 下旬)

- ・書類選考で利用する審査用資料と書類選考用書式（1次審査記入用資料）を送付する。

2) 書類審査 (H27.11 下旬)

- ・各委員は審査用資料を確認し、3～5案件程度（最大5案件×8委員=計40案件）を選び、事務局に返送する。事務局はそれをまとめて1次審査に提示する。

3) 1次審査（審査会による審査 ～3～4件程度に絞る～） (H27.12 中旬)

- ・書類審査に選ばれた案件について、意見交換（特に強調したい点など）を行い、受賞案件を3～4案件程度に絞り込む。

4) 現地調査 (要調整)

- ・1次審査の3～4案件程度について、委員全員が参加し、現地確認（公共から見える場所）を行う。

5) 2次審査（最終審査） (H28.1 中旬)

- ・現地調査を踏まえて、意見交換を行い、受賞候補案件を決定する。

6) 景観審議会における受賞案件の決定 (H28.3 上旬)

- ・景観賞専門部会から景観審議会に審査結果を報告し、受賞案件を決定する。

○景観づくり活動部門

1) 事前準備 ～審査に向けた資料作成～ (H27.11 頃)

(1) 審査用資料作成 (H27.11 上旬)

- ・事務局にて、応募資料を確認し、必要に応じ現地・応募者確認を行い、審査用資料を作成する。
- ・審査用資料は、応募資料をA3・1枚でまとめ、必要に応じ補足するとともに、位置図を用意する。また、応募案件については事務局にて分類を行う。

(2) 部会長・事務局による応募内容の確認 (H27.11 中旬)

- ・応募内容を確認し、ネガティブチェック（審査に値しない案件を審査対象から外す）を行う。

(3) 委員への審査用資料事前送付（(2)が終了次第） (H27.11 下旬)

- ・書類選考で利用する審査用資料と書類選考用書式（1次審査記入用資料）を送付する。

2) 書類審査 (H27.11 下旬)

- ・各委員は審査用資料を確認し、3～5案件程度（最大5案件×8委員=計40案件）を選び、事務局に返送する。事務局はそれをまとめて1次審査に提示する。

3) 1次審査（審査会による審査 ～3～4件程度に絞る～） (H27.12 中旬)

- ・書類審査に選ばれた案件について、意見交換（特に強調したい点など）を行い、受賞案件を3～4案件程度に絞り込む。

4) 現地調査・関係者からの現地ヒアリング (要調整)

- ・1次審査の3～4案件程度について、担当委員と事務局で現地確認を行うとともに、現地で関係者から話を聞く。（もしくは行くことができる委員が参加）

5) 2次審査（最終審査） (H28.1 中旬)

- ・現地調査を踏まえて、意見交換を行い、受賞候補案件を決定する。

6) 景観審議会における受賞案件の決定 (H28.3 上旬)

- ・景観賞専門部会から景観審議会に審査結果を報告し、受賞案件を決定する。